

予算決算常任委員会〈全体会〉会議録

令和7年12月22日（月）

令和7年12月22日（月）午前10時00分から予算決算常任委員会〈全体会〉を第一委員会室に招集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	高野 浩一	副委員長	丸山 国一		
委員	広瀬 明弘	高畑 一幸	青柳 好文	飯島 孝也	
	小林真理子	平塚 悟	佐藤 浩美	有賀 公子	
	荻原 哲也	佐藤 照幸	土屋 憲一	橋爪 孝裕	
	渡邊 敬介	山賀 沙耶			

○ 欠席した委員

なし

○ 委員以外で出席したものは、次のとおりである。

議長 相沢 俊行

○ 説明のため出席したものは、次のとおりである。

政策秘書課長	丹澤 英樹	総務課長	志村 裕喜
財政課長	田口 俊	会計管理者	奥山 清
税務課長	飯島 泉	市民課長	河村 敬
環境課長	土屋 典子	福祉総合支援課長	土橋 美和
介護支援課長	古屋 勇司	子育て支援課長	矢口 成彦
健康増進課長	武藤 陽子	観光商工課長	林 正樹
農林振興課長	有賀 博	建設課長	野田 一寿
大和支所長	大村 山治	教育総務課長	清水 修
生涯学習課長	小林 好彦	上下水道課長	杉野 栄
議会・監査委員	町田 享子	ぶどうの丘支配人	坂本 豊
事務局長			
政策秘書課	新田 照人	笹本 正和	廣瀬 亮

総務課	武井 一徳	高石 宏満	磯谷 多恵
財政課	中村 憲史	中村 明博	
税務課	吉岡 栄治		
市民課	早川 崇	日原 裕子	
環境課	森 一幸	中村 俊彦	
福祉総合支援課	窪川はづき		
介護支援課	雨宮久美子	村松 奈々	
子育て支援課	雨宮明日香	向山 映子	
健康増進課	山本 昌康		
観光商工課	土屋 和生		
農林振興課	岩波 一貴	金子 猛	石原 久誠
建設課	田村 俊彦		
大和支所	佐藤 克也		
教育総務課	内藤 智子	小林 絵美	
生涯学習課	八巻 一也		
ぶどうの丘	山下 政仁		

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第86号 令和7年度甲州市一般会計補正予算（第8号）

議案第87号 令和7年度甲州市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第88号 令和7年度甲州市診療所事業特別会計補正予算（第2号）

議案第89号 令和7年度甲州市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第90号 令和7年度甲州市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第91号 令和7年度甲州市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第92号 令和7年度甲州市勝沼ぶどうの丘事業会計補正予算（第2号）

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長（高野浩一君） ただいまの出席委員16人、定足数に達しておりますので、これより予算決算常任委員会（全体会）を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（高野浩一君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
- 議長（相沢俊行君） 皆さん、改めておはようございます。ご苦労さまです。

本日、当委員会の審査は本年度の補正予算を中心とするものであると思いますが、ぜひ市民のために慎重かつ十分な審査をよろしくお願い申し上げます。

開 議

- 委員長（高野浩一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、12月5日の本会議において当委員会に審査を付託された補正予算案7件について審査をお願いいたします。

議案第86号

- 委員長（高野浩一君） それでは、議案第86号 令和7年度甲州市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

事前に説明をいただいておりますので、これより質疑を行います。

まず、第1表歳入歳出予算補正のうち歳入全款について質疑を行います。

質疑通告がありますので、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） お願いします。

歳入の21款4項2目の雑入のところですが、移住支援事業補助金ということで50万円の返還がありますけれども、これは移住された方が支援金を受け取ったけれども、やはり転出されたのかなというふうにも思いますけれども、その経過などを教えていただければと思います。

- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） こちらについてお答えいたします。

移住支援金は、対象になる方が移住支援金の要綱によって定められておりまして、該当の方については、令和2年11月に本市に転入をされました。令和3年9月に支援金の交付申請をいただいて交付決定となり、100万円が申請者に振り込まれたわけですが、ご本人の事情によって本市から転出することになりました。それが令和7年9月のこと

でございます。

要綱には返還の要件もうたってございまして、3年以上5年未満での転出ということで、半額の50万円を返還するという形になります。ちなみに、この50万円については既に市の会計のほうには入ってきて、本人が返ってきておりまして、こちらの補正予算によって市が県のほうに県の負担分を返すという形になるものでございます。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

せっかく移住をされてきたけれども、ご本人の都合ということでもありますけれども、プライベートなこともあるので、あまり立ち入ったことは分からないかもしれないのですが、どうして、また転出されることになったのかなという理由のようなものは、公にすることはもちろんできないのでしょうか。というのは、やはり転入してきても定着ができない場合は、どういうことであるのかという傾向は知っておかなければならないと思うのです。

- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

一応手続をする際にご本人にヒアリングをいたしまして、簡単な事情等は把握しているところですが、公でちょっとその事情をお話することはできないかなというところがございます。ただ、この方は、甲州市からは残念ながら転出されたのですが、転居先は山梨市でございまして、県全体としては出ていったということにはならないのかなというところで、致し方ない部分もあるのかなと。あくまでもご本人の事情でございますので、市としては残念でございますけれども、仕方がないかなというところです。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。山梨市だったらいいのかみたいな、そういうところもあるのですが、その辺は、また担当課はご承知だと思いますので、今後に生かしていただければと思います。
- 委員長（高野浩一君） 続けてどうぞ。
- 委員（佐藤浩美君） それでは、通告してありますので、22款の1項4目のところですが、山梨県の振興資金債というところで、魅力向上事業に採択されたことで、これが使えるようになったということですが、この魅力向上事業の内容を教えてくださいたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをいたします。

山梨県振興資金債の中の魅力向上事業ということになります。県におきまして、市町村振興資金の充当方針というものがございまして、その中のメニューの一つとして地域振興資金というものがございまして、さらに細分化されておまして、その中に魅力向上事業というものがございまして、内容といたしましては、そのまま読ませていただきますが、新しい生活様式に対応した受入れ体制の整備や、より便利、快適に過ごすための公共施設等整備のための資金である。ただし、施設の新規整備は除く。ということになっておまして、対象事業といたしまして、その中に観光振興施設改修事業、観光案内所、観光施設、駐車場、トイレ、休憩所等というものがございまして、今回はこちらに該当になったということになります。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ということは、特別今年だけ、こういう魅力向上事業というのを県に申請してということではなくて、年度でこういう観光施設とか、そういうものに対する事業ということで、向こうで認めてくださるということですね。分かりました。

では、お願いします。

- 委員長（高野浩一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

県のほうで、どういう方針なのかを毎年打っていますので、来年、この魅力向上事業があるかどうかというのは、ちょっと定かではございませんけれども、本年度につきましては、そういった事業があったので該当になるということになります。

当初予算につきましては細かいメニューの中の一般事業、充当率75%、こちらを予定していたのですが、そちらの観光施設のほうに拾われたというところで、充当率アップということになります。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 21款4項雑入の環境センターのもので、スポーツ振興くじの額が確定したと。確定なので、その前に出していたものより少し減額になった、どの部分

が減額要因になったのか、お答えできますか。

- 委員長（高野浩一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

このスポーツ振興くじの交付金でございますが、申請は令和6年度中に、かなり前の段階で行うものでございまして、該当事業といたしましては芝生の部分の公園部分ということになっておりまして、その時点の見積りで申請をしておったというところで、実際に発注をしたときには、その事業費が縮んだということで、この交付金のほうも少なくなったといった経過でございます。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。そうすると、今回、補正で同じ芝生広場のところを増嵩ということで、そういうのは対象にもうならないのですね、確定してしまうと。
- 委員長（高野浩一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

今回、多分芝生広場に関しては、増嵩はなかったような気がします。物価の高騰等は、もう確定になってしまったので該当にはならないということになります。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 芝生の面積ということで考えればいいですか。
- 委員長（高野浩一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。
ほかの案件を進めます。
そのほかに質疑はございますか。
佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 15款の国庫支出金の2項の国庫補助金なのですけれども、このたび、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのがここで計上されているのですけれども、この頂いた資料を見ても、令和6年度補正予算ということで国のほうではな

っているわけですね。それで、提示されたのは、これはいつですか、この臨時交付金が提示されたのは。

○ 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

提示されたのは5月27日でございます。

○ 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） それが、もっと9月とか、本当は6月に間に合えばいいけれども、9月とかにならないで、今になったのはどうしてでしょうか。

○ 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、9月に当然出せばよかったですけれども、内部検討を重ねてきた結果で、この内容でいこうと決めて、このタイミングになったということで、特に意図的に後ろに送ったとか、そういうことではなくて、ちょっと検討に時間を要してしまいましたが、このタイミングになったということでございます。

○ 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） というのは、後の歳出のほうで内容を見ますと、エアコンだから暑いときにやってもらいたかったなという、そういう気持ちで申し上げました。

以上です。

○ 委員長（高野浩一君） 田口財政課長。

○ 財政課長（田口 俊君） 先ほどの小林委員のご質問にお答えをさせていただきます。

芝生広場の面積でございますが、4,050平米でございます。私の答弁に追加をさせていただきたいと思いますが、先ほど、申請時の金額が少し減ったということ、プラス交付される側が全て0.8掛けで交付が決まったということで、どういう理由か分かりませんが、0.8掛けになってしまったということで減額となっております。

以上でございます。

○ 委員長（高野浩一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 分かりました、芝生の件は。

請負契約変更のときに芝生舗装の客土の変更によって増嵩というような説明をちょっといただいたので、そういうのはもう対象にはならないということですね。分かりました。

あと、22款市債の7目教育債のデジタル活用ということで、充当率90%というのを説明

いただいたのですが、これの償還期間を教えてください。

- 委員長（高野浩一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

償還期限は年限5年でございます。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） 歳入全款についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出に入ります。

第1款議会費についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） 第1款議会費についての質疑を打ち切ります。

次に、第2款総務費についての質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 2款1項9目の12、13ページのところの交通安全対策費で、カーブミラーが前年を上回る修繕が見込まれるということで、このカーブミラーの点検の方法についてお伺いしたいと思いますが、どのように点検が行われているのか。

- 委員長（高野浩一君） 河村市民課長。

- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

カーブミラーにつきましては、先日の一般質問でも答弁させていただいたとおり、区長にお願いをしております。管理は区長のほうにお願いをしております、ちょっとここを見てほしいというようなことがありましたら、市民課の職員が赴いて見るような体制になっております。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 今のカーブミラーですけれども、100万円で、これは何基くらい

追加の修繕の予定かというのわかりますか。

- 委員長（高野浩一君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

10基を見込んでおります。

- 委員長（高野浩一君） 平塚委員。
- 委員（平塚 悟君） 1項5目の財産管理費のことでお伺いします。

機構改革に合わせてということで、委託料、それから備品購入とあります。こちらの説明のほうには、LANであったり電話機の交換、さらには庁内の案内看板の書き替え業務委託料ということで計上されておりますけれども、特に、今、市民課が担っている内容で、公共交通の件で、例えばフリーパスの発券であったり、市民バスの回数券の発券であったり、そういったところの機材等も移動させるに当たって、何か機構改革のところで予算を本来ならば計上すべきだと思うのですけれども、その辺は、庁内での検討というのは、この中に含まれているという認識でいいのか、それとも、また別にしなければいけないのか、確認でお伺いします。

- 委員長（高野浩一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

今回、財産管理費で計上させていただいたLANの関係につきましては、このうちの委託料のうちの34万1,000円でございます。あくまでも、今、計画している課が移動になる、増えるところへの配線というようなことで見込んでおるところでございます。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） 平塚委員。
- 委員（平塚 悟君） 条例と合わせてというところなので、それは承知したのですけれども、ちょっと先の考え方になるかと思えます。新年度から、条例どおり可決した場合はけれども、地域公共交通の案件が、市民課から今度、新しい都市整備課に移っていく。そうすると、都市整備課のほうで、今度、デマンドバスやフリーパスの回数券の申請であったり受付、さらにはフリーパスの発券、市民バスの回数券の発券等、交付等も行われてくるので、その辺のシステムであったり、機材であったりとか、そういったものを移動させるに当たって、きちんと財産管理の中で行っていく必要があるのではないかと思うのですけれども、今回計上しないのであれば、それは次で間に合わせればいいのか、まだ調整が取れていないとか、その辺の見解をしっかりとお答えいただきたいと

思います。

- 委員長（高野浩一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

今回、機構改革の条例を出ささせていただきました、その審議の中でも、政策秘書課長の回答の中に、細かいものは今後定めていくといったお答えもございましたので、そういったところを踏まえまして、3月になろうかと思えますけれども、もし経費がかかるようであれば計上させていただきたいと思えます。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 1項総務管理費、まちづくり推進事業費の地域創生推進事業費、関係人口活用事業スタートアップ業務委託料が600万円ですけれども、これは資料を頂いたのに楽天の提案があるのですけれども、楽天で決定しているとか、それか例なのか、そして、これは地域公社と関連して、その準備という感じでしょうか、ちょっとその辺を伺いたいと思えます。
- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

現在、国のほうでも制度設計をしているふるさと住民登録制度ですね。徐々にその様子というのが分かりつつある状況でございますけれども、楽天のECサイトの中に特設サイトを設置して本市の、言ってみればファンというのでしょうかね、そういったものの獲得を目指したいと。今の状況ですと、1人の方が3市まで、その市のファンになれるというような報道も流れてきたりもしているもので、今後はっきりしてくると思うのですけれども、そういったファンの獲得というのが自治体間でどんどん競争になってくると思うのですね。なので、できれば早めの動き出しで、そういった甲州市ファンを獲得したいというところの意図もございまして、楽天のサイトのほうで、ファンを獲得するサイトを設立してやっていきたいという意向があるものです。公社とは直接的に関係があるかという、なかなか難しいのかもしれませんが、ただ、当然市のファンということですので、今後、公社と当然何らかの形において関係はしてくると思えますけれども、現時点で具体的に、公社でこれの関係でこういうことをするというものは、現時点ではまだございません。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 国のほうでも、いわゆる自治体のファンクラブみたいな、そういうものを考えていて、それを広げていきたいということだと思います。この資料を読ませていただくと境町のことが出てきますけれども、以前、NHKで特集をやったときに、飛騨市のヒダスケ！という、そういう、まさにこれのもとになるようなことをやった自治体のことをやっていて、そして、私も実は本を買って、それを読みました。ファンクラブというのは、たくさんファンを獲得して、その人たちが、ただ何かを買うとかだけではなくて、飛騨市へ来て、そして、住民と一緒にいろんなイベントをつくることから関わってということをやっているという、そして、そのことによって、さらに人口は減っていくのだけれども、関係人口として地域の外、県外の人たちが、いつも飛騨市を見ているまなざし、そして、一緒に自分たちもそこに関わってくるという、そういうのを本で読んで研究したのですけれども、まさにそういうことを国でも広げようとしているのだなというふうに思います。ただ、飛騨市の本を読みましたら、たしか最初は商社の方が市へ来て、そして、市と一緒に住んで、その人たちと関係をつくって、そういうものをつくっていったということだったのですよ。

なので、この資料を読ませていただいて、楽天の様々な非常に情報量というのを使ってやるということは大事かと思うのですけれども、例えばファンクラブを、1,000人を目指してファンをつくるというところで、先着何人様に楽天ポイントが何点みたいな、そういうのが書いてあったのですけれども、ポイント欲しさにファンクラブというのを登録するということになるようなことがあると、何か本来のこととはかけ離れるのかなというふうに思いまして、このスタートアップ業務というのをどういうふうにやるかというのは、かなりこの市のことも分かってもらってやるという必要があるというふうに思いますので、ただお願いするというだけではなくて、市のほうとよく話をすり合わせてやっていただかなければならないことなのかなというふうに思います。

- 委員長（高野浩一君） そこは担当課で何かこう取り組んでいるようなところとか、こう考えているというのがありましたら、答弁をお願いします。

丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

ご指摘のとおりだと思います。関係人口の獲得というのは、当然ふるさと納税にもつながったり、地域の活性化にもつながったり、いろいろなメリットが見込めると思います

けれども、表面的なそういった獲得だけでは意味がないと思うので、実際地域に根差し
ていただき、実際来ていただいて実体験をしていただいたりとか、そういった、完全に
移住定住で甲州市民になっていただくのではないけれども、全体の5分の1とか、4分
の1ぐらい甲州市民になっていただくというようなイメージであります。ですから、そ
ういったものを、表面的なものではなくて、実際に地域と関わっていただくという部分
は、今後重視しながら、この制度も進めていきたいというふうには考えております。

- 委員長（高野浩一君） 課長、楽天とコンタクトを取って何かそういう話を進める、今、
佐藤委員が思っているような甲州市の意思を伝えるということはできるのですか。

丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

一応これに参加することで、ふるさと住民応援コンソーシアムというものがそこで出来
上がりまして、自治体と、それから民間企業、そこが参画してオンラインで座談会をや
ったりですとか、そういったところにも参加するような形になっております。実際にそ
ういった話をする中で、楽天側にとりか、コンソーシアム内で全体の共有を図った
りですとか、それから、本市の考え方とか意思とか、こうしたいというのもその場で議
論されるというような形にはなってくると思います。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員、いいですか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 関係人口をどうつくるかというか、獲得するかというのは本当に
大事なことだと思うのですけれども、そこで鍵になるのは、やはり楽天の提案するこ
をそのままやるということだけではなくて、こちらもそれなりの絵を持ってやっていく
ということがとても大事だと思いますので、こちらも主体性を強くするようにお願いし
たいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 今の件をもう少し予算的などころで伺いたいのですが、この
600万円で、楽天と言っていいのでしょうか、楽天にどこまでやってもらうのか、どこま
でやってくれるのかと、あとキャンペーン中にはインセンティブをつけてファンを獲得
する期間とあるのですが、この上限というのがファンの上限も決まっているのか。あと
ランニングコストはかかるのか、お願いします。

- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

今回の補正予算によるところの実際の事業の内容になってきますけれども、自治体の特設サイトを、3、4自治体の合同サイトとして特設サイトを構築するところ、それから、掲載内容には、その自治体のふるさと納税ですとか特産品、それから体験型旅行商品をPRしたりすること、それから、その体験型商品については、系列旅行会社を活用して新規開発し販売することも可能であること。それから、国内最大のアカウントを有するサイトになりますので、関係サイトでのバナー広告ですとか、それからアカウント情報を活用した年齢ですとか、性別ですとか、そういったものを、その傾向、属性を活用してメール配信による特設サイトへの誘導ですとか、そういったところを具体的にやっていく形になっております。

- 委員長（高野浩一君） ランニングコストはいかがでしょうか。

休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

あとファンの上限については、設定はございません。

ランニングコストの件なのですが、楽天との打合せの段階で、今後100万円から200万円程度の同様のことをするのにコストがかかってくるというようなお話をいただいているところでございます。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） ランニングコストのところでは100万円から200万円、同様のこと、キャンペーンを打つたびに100万円から200万円かかるのですか、それとも毎年ですか。

- 委員長（高野浩一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

これについては、今回の補正予算自体が、令和8年度の当初予算でも要求している段階でございますけれども、そちらについて、その取りかかりとして今回の補正予算をお願いするところであります。ですので、もちろん令和8年度も同じような事業、それプラス、さらに様々なことを実施していく形になりまして、その予算というのは来年度になってきます。来年度の要求の中には当然そのランニングコスト、今回と同様のことをする、その予算も含まれているという形になります。今回がその取りかかりの部分になりますので、今後、令和8年度の当初予算でさらに詳細な、様々なプラスアルファの事業、そういったものをやっていくための予算を計上させていただくところでございます。現在のところはその予定という形になっておりますので、もちろん事業をこれだけ継続すれば、それなりのランニングコストは今後もかかってくるという形になります。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 来年度の予算だから言えないというか、正確な数字は出してこれられないのかなとは思いますが、取りかかりとして始めたのはいいものの、驚くべきランニングコストがかかるというものであれば、やらないほうがいいということもあつたりもすると思うのですね。なので、ちょっと今の答えだといいいのか悪いのか分からないので、もう少し来年どのくらいかかるかという、毎年どのくらいかかるのかというのは出していただきたいなと思います。

- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

来年度の要求額については、現在のところ見積りが出ているのですが、査定も終わっていない段階です。なかなか難しいのですが、ただ数千万円程度にはなってくるかと思えます。

これが、令和9年度から国が今、制度設計するものが始まって、それに乗り換えるわけですよね。その前の準備作業というか、そこでいかに先行してファンを獲得していくかというところの事業になるわけです。ほかの自治体も全てそろってやっているわけではないのですが、先行してやることで多く獲得していきたいという、そこを意図するものでございます。これでご納得いただけるかどうか分かりませんが、現在のところはそういう考えでやって進めているということです。

- 委員長（高野浩一君） 関連したものでですか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 楽天の資料を読むと茨城県境町とか長野県飯綱町とか、かなりその地域づくりということに関心を持って先進的にやっているようなところで、ご実施いただいているパターンはこちらですみたいなことで書いてあるので、そういうところでもやっているのだなというふうに思いますが、これで楽天を使って始めると、もう全てこの後のことが楽天に依存してやるということになるのですか。それとも、スタートだけ、楽天を利用するけれども、後は、楽天はいいですよみたいな、そんなことはありませんね。やはりここで、楽天で始めると、楽天でみんな請け負っていくという形になるのですよね。

- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

先ほどもちょっとご説明申し上げましたが、令和9年度から、今、国が設計している制度が始まります。その制度へうまく有利に移行するための準備作業がこの楽天の事業であって、そのままずっと続くのではなくて、令和9年度に国の始めるふるさと住民制度に、いかに有利に移行するか準備ということで、今回の補正とそれから令和8年度限りのものになってくると、現在のところはそういうつもりでやっておりますし、制度が始まれば当然そうなる、そう切り替わるので、今のところ、それ以降は楽天のお世話にはならないという、そういう考えで進めてはおります。

- 委員長（高野浩一君） 平塚委員。

- 委員（平塚 悟君） スタートアップで、令和9年度のふるさと住民制度が本格運用始まる前に準備を進めていく、そのための委託料を今回計上するという認識でご答弁いただきました。

ここまでの答弁を聞いていて、ちょっとね、市の考え方として、ふるさと納税の件もそうなのですけども、このふるさと住民制度、それから関係人口の創出というところで、ここに境町の事例の中で、事業主は、境町さんの場合はまちづくり公社なのですよね。うちも来年度、もうまちづくり地域公社をやっていきたい、こういう意向を一般質問等でいただいているし、しかも一番初めのまちづくり地域公社のスタートとしてはふるさと納税の事務を受託させて、まずはそこからまちづくり公社が担っていきたいというお話をいただいております。そこをスタートさせるのがという意見なのですけども、た

だ、今、聞いている中で、このサイトを構築する中に、自治体に体験型のふるさと納税を担わせるための検討を重ねたりとか、そういう様々なふるさと納税に関わるリサーチ力であったり、体験型ふるさと納税という商品づくりのマーケティング力、こういったところも、楽天だとして、楽天側からきちんとうちが引き寄せることができるのだったらいいと思います。楽天側が提案することを、うちの自治体の地域資源の強みを生かして、しっかりそういうことが提案できる体制を、うちの職員もしくは新たなまちづくり地域公社の職員が、そういった発想力とかもしっかりと、そしてマーケティング力もつけていけるというのだったら、こういうことはいいと思うのですけれども、先方にそういういいところを取られて、先方からきちんとうちの事例とかも含めてご提案をいただける、そういうような体制にしていけないと、なかなかこの2年間のスタートアップというところで、しかも、多分、どうでしょうか、これを関係人口の対策として、ふるさと住民制度というのを市の直轄でやっていくのか、それとも、今、検討を重ねているまちづくり公社にそこも含めて担わすという予定なのか、その辺の市の考え方を、今、考えていることというので、どこが主体的になってふるさと住民制度というのを構築していく考えなのか、そこをお伺いしたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

平塚委員のご指摘というのはごもっともでございまして、そのために毎週担当も打合せのほうをリモートですけれども、やっていて、当然向こうの言いなりというよりは、こちらの持っている資源、ポテンシャルというのを伝えていただきながら、よりよいものにしていきたいという打合せをしているところです。

公社についてなのですけれども、何度か答弁をさせていただいておりますが、まずは、公社としての事業をうまく軌道に乗せていくことが先決でございまして。このふるさと住民制度についても、当然ゆくゆくは、もし公社のできるのであれば、それはするほうがうまくいくとは思うのです、民間の考えを持った公社でやるほうがですね。ただ、今のところ国で制度設計をしていて、令和9年度からは自治体がこういったものに取りかかるという形で進んでいるもので、それを、例えば地域公社がある自治体は地域公社のほうに受託させていいのかとか、そういったところはまだはっきりしておりませんので、分からないところです。ただ、ご指摘いただいたとおり、もし公社について、こういった事業も任せることができるのであれば、それは任せたほうがよりよい制度にはなって

いくのではないかなと現時点では考えております。ただ、それが可能かどうかはまだはっきりしませんのと、それから、先ほど申し上げたとおり、公社をまずしっかり軌道に乗せていくことから始めていかないとなりません。あまり重過ぎるものを持たせて、それでうまく回りつかなくなっても困りますので、現時点でこれを公社に任せるかどうかというところは、結論も出しておりませんし、可能かどうかも分かっていないという状況でございます。

- 委員長（高野浩一君） 平塚委員。
- 委員（平塚 悟君） 了解しました。その準備期間としての2年間という認識で了解しました。

まだ国からも、スタートは令和9年度だけれども、詳細な制度設計、国から出される制度設計が、まだ完全に示されていない部分もありますので、その動向をしっかり注視しながら、それから、この委託料を上手に使って、先ほど佐藤委員もおっしゃられた、もともとそのふるさと住民制度というのはあったわけですよ。今回、たまたま国がより充実させるためにタクトを振っているわけで、もともとあったふるさと住民制度というところも、先進地等もしっかり確認をしていただきたいと思います。その上でいいものができれば、私はそれでいいと思っていますので、承知をいたしました。要望として申し上げておきます。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ファンをまず早く獲得したいという、そのお気持ちは分かるのですけれども、先ほど申し上げましたように、ファンを獲得するということだけだと、例えばさっきの楽天ポイントがたまりますよとここに書いてあるのですけれども、そういうお得感だけでファンが登録されるということになってしまうということも危惧されるわけです。

私が本を読んだ飛騨市の例で言うと、商社から出向してきているのだけれども、市役所の職員としても本当にいろんなところに行き、市民と話をし、実際に生のいろんな飛騨市のよさを、その人ご自身が物すごいファンになって、そして、このまちを一緒にやりたいというふうになっているということを読んだのですけれども、先ほど、楽天とオンラインでいろいろ情報を交換してやってもらっているという、もちろんその楽天の大きな情報も持ったり、とてもハウツーというか、ノウハウを持っているので、そういうところでやるということは分かるのですけれども、例えば、その担当の方が甲州市に来て

フットパスに参加するとか、そういう生身の甲州市のよさというのを知った上で、いろんなことを提案してもらうというようなところまで、できたらいってもらわないと、表面的なことで終わってしまうかもしれないということで、ぜひ深く、これをやるのだったら深いところの理解の上でというか、甲州市大好きという、そういうところでやれるようなところになってもらえればありがたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 何か意見がありますか。

丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

承知いたしました。実際に担当は飛騨市のほうにも視察に行っておりまして、その事例も把握しているところでございます。

また、今おっしゃった、深く市を知って、当然甲州市のファンを外部から獲得するわけですから、自分自身が持っているポテンシャルとか魅力というのはしっかり理解していく必要があると思います。そこはご指摘のとおりだと思いますので、今後、鋭意努力していきたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） 今説明等いただきまして、まちづくり推進事業がこの楽天になった経緯は今お話をいただきましたが、甲州市が今までP a y P a yのポイント制度も、導入をするのにもちょっと拒んでいたような部分もあったのですが、この楽天に至った経緯は今お聞きいたしました。

この、今、楽天を使ったファンの上限は幾つでも制限はないということで、人集めをどのくらいできるのかというのは本当に未知数だと思います。今現在、本当に我々の知り合いが他市から、週末甲州市民として本当に毎週のように甲州市にいらっやって、地域の方を連れてきて、それでまた無尽等の紹介をしてくれる、飲み会等も紹介して、職員の中にもその方をご存じの方がいらっやると思いますけれども、そういう人が関係人口また流入人口をかなり増やしているということは、事実なのですよね。

ただ、一人の力ではとてもできない。それを、みんなを招いてやってくれている事実を承知していただいているのならば、その方に、本当にその方たちに、こちらに来るにもやはりお金がかかります。JRのあずきやかいじで来るというような、日曜日までいて月曜日の朝帰るというような、そんな早朝かいじを使っている方なのですけれども、そういう方たちを集めて、補助金を出すなんていうこともこのプランの中に入れていただい

であるならばですけれども、楽天オンリーでやってしまうと、ちょっと話が出るのですが、この楽天を使うとロイヤルティを持っていかれてしまうという部分もかなりウェイトが多いのではないかと思いますので、そういうものも併せてまちづくりをしていきたい、甲州市に関係人口、流入人口を増やしたいという思いを込めて、事業でも取り扱っていただければと思うのですけれども、楽天の関係とちょっと併せてお聞きします。

- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

議員がおっしゃっている方、私も何度もお会いしてお話もさせていただいておまして、様々なイベント等にもご参加いただいて、まさにああいった方をどんどん増やしたいというのが関係人口の獲得、ふるさと住民制度にもつながってくるのであろうなというふうに考えているところです。

今回、この楽天にしたのは、ふるさと住民制度が始まるに当たって先行して何とか獲得に向けて有利に話を進めたいという中で、いろいろ検討した中で、これに参加するのが最適だろうと。当然、国内で一番大きなマーケット、ECサイトを持っているところの一つでありますから、そういったものを活用して有利に進めていきたいという意図のもとに参加したところでございます。

先ほどPayPayとおっしゃいましたけれども、楽天にこだわったというよりは、本市が関係人口を獲得するに当たって最も有利であろうといわれる道を進むための方策として、ここに至ったわけでございますので、今後この委託をしたことによって、しっかり関係人口を獲得できるように何とか進めていきたいと思っております。

確かに未知数ということもおっしゃいましたけれども、確かに私どもも、この制度を進めるに当たってはどのような形になるのかというのはまだはっきりとは分からない、未知数な部分があることはもちろん確かでございます。未知数であるからこそ有利に進めたいというのが、今回の補正で要求させていただいたこの制度になるということになります。

- 委員長（高野浩一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 関連してですけれども、高畑委員が言ったように、実際に交流とか接点を、都会の人と持っている方というのはいるので、やはりそういう方たちとか、そういうグループとか、そういう方たちがやはり関係人口を増やしていく肝になると思うのですね。やはり人とか物とか、実際にここで触れて、それで厚い関係をつ

くっていくことが関係人口獲得につながっていくと思いますし、関係人口になろうという意思になってくれると思いますので、この楽天にその意思は多分ないと思うのですね。

楽天はやはり全国にたくさんお客さんがいて、そこに同じようにサービスを提供する。甲州市のページはつくって、甲州市に対してアプローチしたいなという人を受け入れる入り口にはなると思うのですけれども、実際に入ってきてもらって、本当にファンになってもらうという仕掛けをしていかないといけないと思うのですよね。仕掛けがちょっと今、このロードマップなどを見ている限りだと、ポイント狙いで終わってしまうような形になるのではないかなというふうに思いますので、例えば先ほど高畑委員が言ったような人とか、あとワインツーリズムですとか朝市会とか、具体的にいろいろもう本当に地域で活動している人たちと接点を持つような形に、楽天からいざなわれてきたとはいっても、そこで、逆にその方たちは多くの人たちにアピールする方法を持っていないので、それを楽天とコラボしてやっていくということであればいいのではないかと。

本当はそれを、もう既に公社は設置しようとしているので、特にふるさと納税の返礼品で物を送るときに、やはり甲州市の情報とかも入れていると思うのですよね。そこで、やはりこういう関係人口も、ふるさと住民登録制度というのを推奨しているので体験に来てもらうとか、食べに来てもらうとかということを推奨しながら関係人口を築いていくということをやったり自前でやっていかないと、なかなか本当に獲得にはつながらないと思うのですよね。

だから、もう少しこの楽天のプランをただそのままやるのではなくて、もう少し地域の受入れ体制というか、さらに獲得していくための仕掛けというのを考えていかないと、成功にはつながらないのではないかなと思うのですが、そういう考え方はお持ちでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

当然そういった関係人口の獲得については、今ご提案のあったものも実施していかなければならないのかなというふうには考えております。例えば既存の、先ほどワインツーリズムというお話も出ましたけれども、獲得した関係人口の皆さんにそういったものを実際に体験していただいて、真にファンになっていただくというところは一番重要なところかなと思います。表面的で終わってしまうような人口でなくてです。

今後、例えば将来的な話をすれば、様々な農作業体験とかそういったものも含めて、い

ろんな甲州市に来ていただいて、体験をしていただくと。また、その体験をするメニュー自体も、ふるさと納税の返礼品にしていければいいなということは、当然構想の中としては考えているところでございます。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 関係人口を増やしていきたいという気持ちは分かります。伝わってきますし、いつも議会でも答弁をいただいたりもして、関係人口を増やしていこうとしている取組は理解できるのですが、この今回予算をかけてこういうサイトをつくることによって増やしていくということで、今度関係人口の方は市の財政にとってはどのくらい貢献されるのでしょうか。
- 委員長（高野浩一君） 財政課長ではなくていいですか。政策秘書課長でいいですか。丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

では、経済効果が幾らぐらい発生しそうとか、そういった試算というのは確かにございません。

ただ、先ほどもお答えする中で申し上げましたが、ふるさと納税の部分について好影響が出るのではないかという期待はもちろんしているところでありまして、このふるさと住民制度自体、地域の活性化とか今後の持続可能な地域にしていくとか、そういったものが当然、念頭にあると思うのです。

ただ、実際にお金というかそういった部分についてももちろん期待できるものがなければ、なかなか各自治体が進めていくのも難しいのではないかというところも本音としてはございます。

ですので、まず期待したいのは、ふるさと納税ですとか、そういったものになってくるのかなと現時点では感じているところでございます。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 地域でもいろいろな事業に人が足りないということもあって、そういう方々が、先ほど飯島議員がおっしゃったようなものに関わりを持って取り組んでくれるような関係人口になるのであれば、大変財政的な、経済効果としては見えないけれども、人的交流というのはそういうところに甲州市はやはり頼っていくところも大きいのかなとは思いますが、やはりこれだけの予算をかけるのであれば、地域住民、今住んでいる住民の方にもう少し福祉的なところで予算を振り分けていくというのも、私

もあまり何でも取り組むというのが甲州市の今の財政規模に合っているかどうかというところをいつも考えるので、少しこの関係人口にかける予算というのが本当にいいのかどうかというのは、ちょっと今のここまでの質疑、答弁を聞いている中ではちょっと判断しかねるところがあります。

- 委員長（高野浩一君） では、1時間経ちましたので、ここで暫時休憩いたします。再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時28分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

丸山副委員長。

- 副委員長（丸山国一君） 今、笹本リーダーから具体的にいろいろお話をいただきました。議会としては、いろいろそういった情報をしっかりと得る中で、議会は車ではブレーキもかけなければならないときもあるし、もっと力を入れてもらいたいという両面を持っているので、チェックもいろいろしなければならないということで、各議員からいろいろお話をいただいて、それが何となくリーダーが言ったことで見えてきたので、私としてはやはりそういったチャンスを得ていくということも必要ですけれども、議会としては、それにこうやって税金を投入するということに非常に不安もあるわけで、そういったものをやはりしっかりと職員の皆さんもチームをうまくつくって、職員の皆さんの能力をいかに発揮してやってもらうかということがやはり議会としても不安材料もあるので、人員をどの程度そういったものに投入していくか、今の政策秘書課等でしっかりやっていけるのかどうか、そういったことも含めて、そして地域公社のこともあるので、ダブルスタンダードになっていくのかなというちょっと不安材料もあるのだけれども、いろいろそれが、両方がプラス、プラスになっていけば倍、2倍と、そういった方向性も見いだせるという可能性が今のいろいろな説明であったので、そういった面では議会としても議員としてもしっかりチェックをしながら、見ながら、そして皆さんの意見をしっかり当局も理解をする中で、ほかの課の皆さんも協力しながらいろいろ知恵を出しながらやっていくという方向を、今回こうやって各課があるので、そういったものもやってもらうということで、今後そういったものに議会、我々議員もしっかりとチェックもしていこうし質問もしていくということになると思いますけれども、ぜひこ

れに限らず、やはり分かりやすい説明を今後もしていただくということが重要ではないかなと思います。具体的な細かいところも含めて。

そして、小林議員がさっき言ったように、これによってどれだけ利益が得られるかという、そういったものもやはり見いだしていかないと、ただただこういう企画でいきたいというのも不安材料があるということなので、ぜひそういった面では分かりやすい説明と、そして将来に向けてのランニングコストを含めた考え方を提示してもらいたいなと思います。

私のほうは以上です。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 丁寧なご説明いただいてかなり理解ができましたし、応援したいというような気持ちにもなってもらいましたけれども、20の自治体のうちの、3つに選択されたのだと。ということは、やはり甲州市にはそれだけのポテンシャルがあるというふうに私は思います。だから、もしかしたら全国の先進事例になっていくかもしれないという、そういう可能性もあるなというふうに思いました。

ただ、それをやっていくには市の中の体制や、それから地域の受入れの体制、そういうものもすごく大事だと思いますので、まちづくり、地域づくりと関わることで、これをきちんと、ただもうかる、もうからないだけではなくて、地域の今後の基礎にしていくということでぜひやっていただきたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） ほかによろしいですか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） 第2款総務費についての質疑を打ち切ります。

次に、第3款民生費についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） 第3款民生費についての質疑を打ち切ります。

次に、第4款衛生費についての質疑を行います。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 4款1項4目、環境保全費のゼロカーボンシティ推進事業費、省

エネエアコン普及促進事業補助金1,800万円、これについて伺います。

資料を頂いたので、市民への周知をしていくためのチラシと伺いますか、それも見せていただきました。その中で条件が、市民だったら、エアコンを買う人は買換えでも何でもいいから4万円というふうに書いてあって、そして、さらにプラス1万円というところで、非課税世帯とか高齢者世帯とか、エアコンを1台も買っていないという条件で1万円がプラスされているのですけれども、これは元々が物価高騰対策の重点支援金ですよ。

それで、省エネエアコンというのがメニューにもありますが、ただ対象が全市民というよりも少し絞った形、本当にエアコンを買いたくても買えない人というようなところでより厚くできる、1万円プラスではあるのだけれども、そういう人に対象をもう少し絞るということはできなかったか、伺いたいのですけれども。

- 委員長（高野浩一君） 今、佐藤委員から話がありました提出いただいている資料が今朝、再提出してもらって最新のものになっていますので、委員の皆さん、お間違いなく。8時35分に更新されて、最新の資料になっています。

土屋環境課長。

- 環境課長（土屋典子君） お答えさせていただきます。

少しチラシのほうの説明をする時間をいただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） お願いします。

- 環境課長（土屋典子君） では、チラシのほうをご覧くださいと思います。先ほど再提出させていただきましたチラシになります。

今回の補助事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、ご家庭にある物価高騰対策、CO₂排出削減、熱中症対策などを目的とした補助メニューでありますので、全世帯を補助対象としております。

申請期間ですが、ご議決後となりますので、12月25日から来年の3月3日までを予定しております。しかし、購入及び設置日を令和7年4月1日まで遡及し、令和8年3月3日までに購入設置完了し、なおかつ申請も3月3日までとしております。

対象となる省エネエアコンについてですが、2027年度基準で省エネラベルの他団体評価が2.0以上もしくは省エネ基準達成率100%以上の製品となります。どちらかを満たしていれば対象の製品といたします。詳しくは2次元バーコードを読み込んでいただいて、専用の省エネ製品情報サイトで検索して確認するか、販売店で店員さんのほうにご確認い

だくように求めています。

中段のほうをご覧くださいと思います。

対象世帯は令和7年4月1日以降に市に居住し、その居住する住宅に新品のエアコンを設置または買換えを行った方となります。一応、対象世帯は中段下の1から3の全ての項目に該当する世帯としており、一応360世帯から450世帯を想定しております。

チラシの裏面をご覧くださいと思います。

補助の金額については、本体価格と基本設置費の2分の1で上限が4万円となりますが、チラシに掲載しております1から4のいずれかの加算要件を満たした場合はさらに1万円が加算され、合計最大5万円が支給されます。申請方法につきましては環境課窓口、各支所、申請書及び必要書類を提出または郵送、あとはウェブからの電子申請を予定しております。なお、本事業は予算額に達した時点で受付を終了といたします。

佐藤浩美議員の質問にお答えいたします。

政策秘書課長のほうからメニューのほうを事前に出ささせていただいたと思うのですが、やはり4番の家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコンへの買換えの支援メニューとなっておりますので、対象は全世帯とさせていただきます。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） メニューの中に省エネエアコンということであるので、そうかもしれないけれども、物価高騰の影響が一番受けているのは、やはり裏面にあるような方々、エアコンを買いたかったけれども買えなかったという、そういう世帯だと思うのですけれども、これは、4万円の1万円というものを例えば3万円の2万円とか、そういうふうな割り振りにはできなかったのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- 委員長（高野浩一君） 土屋環境課長。
- 環境課長（土屋典子君） 実はこの金額を定めるのに当たって、かなり市場調査をさせていただきました。直近のこの広告によりますと、申し上げてよろしいでしょうか。市内の大手のメーカー、そちらで出しているものが、例えば五、六畳のエアコンが取付工事費別で6万9,800円。これは省エネラベルの2.0を満たしておるので省エネエアコンの達成になるのですが、6万9,800円に工事費が大体1万6,500円なので、8万円を想定したときに、②なので4万円。

なので、もう完全に自己負担を少なくできる状態にあるので、低所得者に対してもお買

い求めができやすいような補助金の体制を実はつくったというところでご理解いただければと思います。

○ 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

きちんと調べていただいて、そういうふうには算出していただいたということで、分かりました。ありがとうございます。

先ほど、対象世帯は、想定は360世帯というふうにおっしゃっていましたが、ただ、こういうどちらかという生活弱者といわれる人たちは情報弱者でもあるわけですよ。なので、例えば申請も、ネットですぐにはできる人とそうではない人が、かなり高齢者などにはいると思うのですけれども、そういう方へのより丁寧な周知とか、そしてその方々に早く、今暑くないから、またそのうちでいいやと思っていればお金がなくなってしまったみたいな、そういうことがないようにするために何らかの工夫みたいなものはしていただけているのでしょうか。

○ 委員長（高野浩一君） 土屋環境課長。

○ 環境課長（土屋典子君） お答えいたします。

市民への周知の方法について報告させていただきます。

一応、想定としては、広報の1月号の組回覧をまず1つご用意しています。子育て世帯がメニューに入っておりますので、そちらは保育園を通じてこのチラシを配布する予定でおります。

佐藤委員がおっしゃっているとおり、高齢者、障害者、低所得者につきましては、もちろん市の担当者を通じてこのチラシの配布はご用意していますが、そうした点で該当する人が申請の手間を取るのを、申請控えを防ぎたいと思っておりますので、ヘルパーさんにこの申請時の支援協力を実は求めたいと思っておりますので、そちらのほうに、ヘルパーさんにもチラシのほうを配布してご協力を求めるように今整えております。

また、ホームページとか市の公式LINE、ごみ分別アプリ、あと各支所、各窓口、あと行事等があれば、そちらでチラシのほうを配布する予定でおります。

○ 委員長（高野浩一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） とても細かいことを聞いていいのでしょうか。

分割購入された場合、領収書というのはどういうふうに添付するのでしょうか。

○ 委員長（高野浩一君） 土屋環境課長。

- 環境課長（土屋典子君） クレジット決済ということでよろしいでしょうか。

クレジット決済にも領収書が添付されておりますので、環境課でゼロカーボンシティ推進事業と同様の扱いとさせていただきます、領収書にて買ったということにさせていただきますと思います。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 分かりました。

クレジットは分かったのですが、例えば店頭で、分割で、月々幾らずつ払っていきますというような場合というのは領収書を先に出してもらうのですか。

- 委員長（高野浩一君） 休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

土屋環境課長。

- 環境課長（土屋典子君） お答えします。

先ほどの件なのですが、裏面の申請に必要な書類のところに、②番として保証書の写しですとか、あとは契約書の写しがあれば、そちらは対象とさせていただきますと思います。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） すみません、もう一つ、細かいこと。

金額が確認できれば、設置がされたことが分ればいいということですね。

あと、電子申請ができない方には丁寧ということは何ったのですが、電子申請の場合、写真の添付だとかそういうのは、全部これで完結できるのですか。

- 委員長（高野浩一君） 土屋環境課長。

- 環境課長（土屋典子君） お答えします。

写真が添付できるようになっております。例えば、本当に添付ができない方については、職員が現地に出向いて確認させていただいたほうが早いのかなと思っておりますので、お問合せの際に職員が行くような体制づくりも整えたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 丁寧な対応、大変だと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

します。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。職員の努力も本当にありがたいと思います。

それで、ただし申請期間が短いので3月3日という、しかも3月だったらいいのか、3月31日の間違いではないかと思ったりする人もいるかもしれないのですが、このチラシの、受付は予算額に達した段階で終了となりますというのをもうちょっと大きく目立つように、表も裏も書いていただきたいと思います。そうしないと、そんなの知らなかったという人が出てくると困るので、お願いします。

- 委員長（高野浩一君） 土屋環境課長。
- 環境課長（土屋典子君） そのようにしてまいります。ありがとうございます。
- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） すばらしい取組で、ゼロカーボンシティを目指していくので、いつかはこういうことをやってほしいなと思っていたのですが、これは、来年度というのも継続していけるかどうかというのはまだ分からない、事前協議になってはいけないと思うのですが、単発ではなくてできれば続けていただきたいと思いますのですが、そのあたりは、今どんなふうにお考えなのか、考えだけ、お願いします。
- 委員長（高野浩一君） 土屋環境課長。
- 環境課長（土屋典子君） 熱中症対策を進めている本課におきましては、本当にエアコンの設置は絶対必要かなと思っておりますので、予算計上については、お願いをしております。
- 委員長（高野浩一君） 土屋環境課長。
- 環境課長（土屋典子君） すみません、私の思いで言ってしまったので、申し訳ありません。財政的に余裕があれば検討してまいりたいと思います。
- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） では、私から、ぜひ財政のほうでも、大変苦しいとは思いますが、市民の熱中症対策として続けていただけるよう要望いたします。
- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

丸山副委員長。

- 副委員長（丸山国一君） 多分集中するので、民間企業のほうが本当に対応できるかな

というのもちよっと心配だよね。多分かなり集中して、後へ後へということで3月とか、そういうのに本当に設置が間に合ってくるのかということも、今の状況だとちよっと心配かなと思います。それでなくても、今エアコンの設置などは、かなり日にちがかかったりしているところも多いので、その点を民間企業にどのように対応してもらえるのかなというの若干心配だなと思うのだけれども、その点も含めて環境課のほうでどのように対応するのかな。

台数からいってもかなりの台数になってくると思うのでね、その辺も対応を検討しているかどうか、その辺もお願いします。

- 委員長（高野浩一君） 土屋環境課長。
- 環境課長（土屋典子君） 設置につきましては、4月1日からの遡及もあったりもするので、4月1日以降に遡及します、該当対象エアコンについては。なので、ここから設置というとなると、12月25日から3月3日までに購入した人が設置に少し時間がかかるかもしれません。

ただ、市内の電気店ばかりではなくてネットでしたり、県内の電気店さんでも購入は可能となっております。市内で購入した場合については加算が1万円なのですけれども、ネット、市外の電気店さんでの購入も該当となりますので。遡及もありなので、遡及の申請でかなり窓口が混むかもしれませんが、そこは職員で対応してまいりたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 休憩いたします。
休憩 午前11時55分
再開 午前11時58分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

課長、今、議員のほうからありがたいという声と心配の声も両方ありますけれども、今、担当課で考えた目標に向かってスムーズに進めるようお願いいたします。

ほかによろしいですか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） 第4款衛生費についての質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時からといたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

次に、第6款農林水産業費についての質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 6款1項1目の農業委員会費の概要の説明の資料によると、内示による追加分ということで、この上乘せの理由をお願いします。

- 委員長（高野浩一君） 有賀農林振興課長。

- 農林振興課長（有賀 博君） お答えいたします。

こちらにつきましては、令和6年度の農業委員と最適化推進委員が38名いらっしゃいます。中立の方を除いては37名の年間の活動実績が3,552日ありました。それを実績として提出をしまして、内示が出ていたのですけれども、それに実績の分を足すと追加に今回なりましたので、その分の追加ということになります。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） 第6款農林水産業費についての質疑を打ち切ります。

次に、第7款商工費についての質疑を行います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） 第7款商工費についての質疑を打ち切ります。

次に、第8款土木費についての質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 4項2目公園費の増工について伺いますが、芝生舗装の客土の変更というのは何がどのように変更になったのか、お願いします。

- 委員長（高野浩一君） 野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） お答えします。

芝生の単価構成などが、やはり発注時から変わっておりまして、芝を変えたことによって、客土、いわゆる芝生の下にくる土の栄養といいますか肥料成分が変わりましたので、

その分です。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） その芝を変えた理由というのは何でしょうか。
- 委員長（高野浩一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

まず、やはりこれも物価高騰と申しますか、芝発注時のやはり単価と変わってしましまして、そのままの採用ですとやはり高額になってしまうため、芝のランクを落とした分、客土の栄養素のほうがちよっと上がってしまったというところであります。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 2点ありますが、パーゴラの説明と、あと監視カメラは当初のときはなくて、今回新しく入れるということなのか。2つお願いします。
- 委員長（高野浩一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

まず、監視カメラにつきましては、前回の委員会のごときにご提言いただきまして、場所のほうを勘察した結果、監視カメラを計上させていただきました。

また、パーゴラ等につきましては、やはりそれぞれどうしても金額の高騰という面もありまして、当初には確かにパーゴラ1基は減らしておいたのですが、正直、発注時点での金額がやはり追いつかなかったもので、当初の差額分と入札差金とを考慮した上で1基追加という形で検討いたしました。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 課長、パーゴラというのはどんなものかも説明をお願いできますか。

野田建設課長。

- 建設課長（野田一寿君） パーゴラというのは、一般的にあずまやと申しますか、日陰をつくるようなもので、上が格子状とか、いろいろタイプがあるのですが、植栽を這わせて日陰をつくる、俗に言う駅前にあったシェルターとか、ああいう日陰をつくる部分ですね。それを構造物だけではなくて植栽をかみ合わせたものを一般的に呼びます。
- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。
(発言する者なし)
- 委員長（高野浩一君） 第8款土木費についての質疑を打ち切ります。

次に、第10款教育費についての質疑を行います。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 2目の事務局費、教育委員会の事務局運営費ですけれども、学校再編審議会の経費ということで人数及び回数などを資料で頂きましたけれども、人数が9人ということですのでけれども、この人数は前回、中学校の再編のときに考えた人数と同じですか。
- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

学校再編審議会につきましては、規則上12人ということに規定をさせていただいております。学識経験者、それから地区の関係者、あと学校関係者ということで、3つの区分であります。学校関係者の中には、学校教職員の代表の方も含めてということで考えております。その方々に関しましては学校職員になるので、もちろん報酬等は必要ないということで、3人分がこの予算からは削られているという状況でございます。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） すみません、では、12人は構成員としているのだけれども、3人は教職員だから出さないということで理解しましたけれども、その残りの9人は学識経験者が何人で、どういう方がというのは、お考えになっているところを教えてくださいのだけれども。
- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

再編審議会につきましては、ここにあります補正予算に計上させていただいておりますので、ご議決いただいた後に正式に動き出すということで考えております。

ただいま委員のご質問にありました委員等につきましても、原案はあるところではあるのですが、まだその当人といいますか、願います方には一切話しておりませんので、現状ではどういった方というところのお答えはできないという状況でございます。

それから、あと地区の関係者に関しましても、基本的には各区長さんがおりますので、その区長会の代表の方というようには考えております。そこに関しても今申し上げたとおり、まだ正式に通知をしているわけではありませんので、今後という形になります。

それから、学校関係者につきましては、先ほど言ったとおり学校の教職員、それからあとPTAの役員の方に入っただけであればというふうに思っております。扱いについて

は同様でありますので、ご議決をいただいた後に改めて正式にお願いをしていくという流れでございます。

以上であります。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） その内訳ですね、学識経験者が何人で、今のところ考えているところで、地区の区長、区長会の代表の方は何人とか、そういう人数的な割り振りは教えていただけますか。
- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

先ほど言ったとおり、あくまでも私どもの今の原案ということで、実際に正式なものは、また違って来るかもしれませんが、一応そういうことでお聞き取りいただければと思います。

まず、学識経験者に関しては3人、それから地区の関係者、先ほど申し上げたとおり区長会の役員さんですので、そこが3人、学校関係者、教職員の代表が3人、PTAの役員が3人という形で今は考えているという状況でございます。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。
小林委員。
- 委員（小林真理子君） 今のこの学校再編審議会は、令和7年度分の審議会分ということでしょうか。
- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

おっしゃるとおり、令和7年度分で月2回程度考えておりますので、3回分として計上をさせていただいております。

以上であります。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。
平塚委員。
- 委員（平塚 悟君） すみません、5項の保健体育費の4目の学校給食費のことでお伺いします。

もろもろ食材も含めて材料費の高騰というところで、この学校給食運営、給食賄い材料費が増額ということですが、主にどういったところが、特にお米を中心に全部上

がっていると思うのですが、主にどういったところで、これだけこの年度末に近いところで増額となったのか、また小中学校の1食当たりの単価というのはこういうことを積み重ねていくと、いずれ変えざるを得ないのかなと思うのですが、その辺をどうしてお考えを持たれているのか、お伺いいたします。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

学校給食費に関しましては、主にやはりアメリカの通商政策ですとか円安傾向が続く中ということで、物価全体のものが影響されてきております。学校給食費につきましても全体の賄い材料費が上がっているという状況でございます。特に今委員からもありました米等の米穀類に関しまして、特にその値上がり幅が大きいというようなこともございます。

そのことによりまして、その根拠となりますのが甲府地区の物価動向指数を基に算定をさせていただいてございます。この補正予算を計上させていただいた今年度の8月現在の物価動向指数が、昨年度同月対比で7.7%でありました。その数字を基にいたしまして1食当たりの単価を改定させていただいたという中身でございます。小学校に関しましては310円を20円上げて330円。中学校に関しては370円を30円上げて1食当たり400円という形で新たに進めていきたいというふうに考えております。

今後の物価の今言った動向の基になりますので、今後もそこは注視をさせていただいて、必要なことがあれば、また改めてご審議をいただければなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 1項2目の事務局費で、塩山中学校のスクールバス運行管理委託料の増額分569万2,000円ということで資料も頂いたのですが、もともとの契約から通学用の登下校の運行のほかに特別運行も一緒に含まれていて、今回、特別運行が大変多くなっているので増額になっているというのは、資料からも見てとれるのですが、この特別運行をもともとの契約に入れるのではなくて別枠にしておくということも一考だったのではないかなと思うのですが、今回は契約上、もうそうなっているので致し方ない部分であると思うのですが、ちょっとそういう考えというのはいかがでしょう。
- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

当初、この契約に当たりまして予算を計上させていただく段階で、やはり私どもも全く分からない状況でしたので、近隣の2市の状況を参考にこの中身については作成をさせていただきました。

おっしゃるとおり通常運行に関しては登下校の際のもので、そこはそれほど変わらないだろうと。特別運行に関しましては年間で1,000時間程度、今申し上げたとおり、近隣2市の状況がその程度でありましたので、1年間で1,000時間程度あれば何とか賅えるのではないかとということで最初考えたところであります。

実際、運行が4月7日から始まっていく中で9月までの実績、それから今後の見込みということで積算をしていった場合に、年間で4,641時間というのが見込みとして出てきたところであります。先ほど言った1,000時間からプラス3,641時間ですので、このことに関しては一体何がどう違うのだろうか、ほかの2市とどう違うのだろうかというところも課内の中で話をしたところであります。

近隣の山梨市に関しては、小学校、中学校それぞれで3台ずつ持っていますので、その差も大きいのだろうなというところもありました。また、塩山中学校自体がほかの学校に比べてやはり大きなところですので、部活動自体も非常に多くの活動をされているということで、その利用も増えたのではないかとというのが私どもで推測をしているところでございます。

その契約の内容に関してでございますが、バスの運行、一体的に、先ほど言った通常の登下校、それから部活動で使うような特別運行、それからバスの維持管理といったところも全て一体型の契約ということで考えておりましたので、今回はそういう形になっております。3年間の長期継続契約でございますので、また3年後にどうしていくのかというところになるかと思うのですが、考え方とすると、やはり同じような考え方で、あくまでもバスは一体的のものとして考えていくほうが業者のほうも受託しやすいというようなこともあるかと思っておりますので、今後もそのような形で進めていければなというふうに思っております。

以上であります。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。特別運行がどのくらいになっていくかというのは、1年やってみないと分からないところもあると思うのですが、子どもたちが利用し

やすいように、できるだけ、この間、総務文教常任委員会のおきにもお伝えいたしましたが、スクールバスが空いていないようであれば庁用バスをというようなことも使いやすいように仕組みを考えていただければと思います。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） よろしいですか。

第10款教育費についての質疑を打ち切ります。

次に、第11款公債費についての質疑を行います。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） よろしいですか。

第11款公債費についての質疑を打ち切ります。

次に、第2表債務負担行為補正についての質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） まず、2の変更のほうで先ほどもちょっと質疑をさせていただきましたが、特別運行が予想よりも下回った場合というのはこの限度額なので、特別運行に関して実績分だけをお支払いすることになると理解すればよろしいですか。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

先ほど言ったとおり、委託に関しては大きく3つに分かれておりますので、その全体でのお支払いということになりますので、おっしゃるとおり特別運行便が、実際に利用が少ないということであれば、それを限度でお支払いをするというものでございます。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） あと、追加の指定管理の指定管理料の債務負担行為についてなのですが、B&Gは総務文教常任委員会のほうでもちょっと質疑をさせていただいて、自主事業でしっかり利益を出していくということで、今回、指定管理料が少し減額になっていますが、ほかの2施設については、ちょっと前の指定管理者、今現状でも指定管理者であって、し尿処理センターについては随分、これは物価高騰なのかなと推測もされますが、そのほかの2つの施設について指定管理料の決め方、この限度額、どのようにして考えられたのかお願いいたします。

- 委員長（高野浩一君） 林観光商工課長。

- 観光商工課長（林 正樹君） お答えをさせていただきます。

まず、大菩薩の湯からお願いしたいと思います。大菩薩の湯の指定管理料につきましては、ちなみに現在令和7年度が1,013万3,000円となっております。前年度の令和6年度も同額でございます、令和5年度は2,017万2,000円でございます。その辺から根拠を考えてまいりまして、今回募集をかけさせていただいた段階では、年間の収支を約マイナス500万円前後になるというふうに見込んでございました。それで、先ほど申しました指定管理料を基に、また来年度は条例改正も行いまして料金改定も行いますので、その料金改定後の収支も試算をいたしまして指定管理の上限を設定したところでございます。

ちなみに、令和6年度の大菩薩の湯利用者数が5万5,576人ございましたので、その人数でそれを同数ということを見越して試算をさせていただきますと、利用料金収入が約3,048万円になる予定でございます。令和6年度の利用料金の収入の実績が2,361万6,450円ございましたので、試算で考えますと687万円ほどの増加が見込まれております。

なお、この令和7年の上半期、4月から9月までの利用者数につきましても2万9,197人が出てございまして、今年度も料金につきましては条例の範囲内で上げさせていただいておりますけれども、前年度比で97%ございました。その辺も考えまして、若干、来年度も利用者数が料金改定の場合、減るような傾向が見られるかもしれませんし、また物価高騰等もありますので、その辺も十分加味していかなければなりませんけれども、昨年の決算額がマイナスの522万8,490円と出てございますので、そこに先ほど申しました、単純にプラスしました687万円が若干減ることを見込みましても、1年で1,100万円の指定管理料が妥当であるという判断をさせていただきます、上限を設定したところでございます。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） 土屋環境課長。
○ 環境課長（土屋典子君） し尿処理場のほうのご説明をさせていただきます。

指定管理料の積算根拠につきましては、現指定管理者であります株式会社メイキョーからの見積書を参考にしまして、本課で精査をいたしまして上限額を決めさせていただきました。やはり小林委員がおっしゃるとおり、人件費と物価、委託費等に関わる経費に物価高騰のところが見られますので、そこも十分精査した上で上限額を定めさせていただきました。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） ご説明ありがとうございます。大菩薩の湯については細かく数字もいただきましたので、これで恐らく黒字になるだろうと思われまますので、もし赤字が出た場合には、また厳しくチェックさせていただきますので、しっかり指定管理者と協議しながら、利用者をどういうふうを増やしていくかというところも考えていただきたいと思います。
- 委員長（高野浩一君） 平塚委員。
- 委員（平塚 悟君） すみません、変更契約の限度額の変更のところでは先ほど教育費のほうでもありましたけれども、今回、特別運行が非常に多くなっているのを勘案して、これだけ補正をするということですがけれども、初期の目的がやはりスクールバスとして登下校、これを一番の目的として運行しているわけで、通常の運行、特別運行、それに管理費というところで車両の安全管理であったり、その運行の安全管理、こういったところも先方としっかり確認をした上で、最も重要な危機管理というか、安全管理というのは、これはしっかり担保した上でこのように増額、そしてまた運行の時間等の調整もしていく、その確認はしっかり行った上で出しているという認識でいいのでしょうか。最も根幹となるところなので確認でお伺いいたします。
- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

委託の元のところですが、先ほど言ったとおり、運行管理の部分であったり整備管理であったりということが委託の中には含まれてございます。さらに今おっしゃるとおり学校の子どもたちが乗るバスでありますので、その前後、例えば後ろには、今降車中というのは、本来、制度上はつけなくてもよいというものもあるのですが、そういった降車中というようなアラームも表示するような形に車両のほうは改造させていただいてございます。

また、前後、前のほうに関しても、やはり後ろからバスを追い抜いていくということもございますので、その降車の際の指導とか、そういったものに関しましても運転手、それから学校とも調整する中で、「スクールバスの運行の手引」というものを作成させていただいてございます。ここで第3版まで実はもう刷り上がっておりますので、そういったものも子どもたちには周知をする中で、安全に運行ができるようにということで考えているところでございます。

委託費に関しましてはそういったことも見込んで、全て合算した上で計上させていただいてございます。

以上であります。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高野浩一君） 第2表債務負担行為補正についての質疑を打ち切ります。
次に、第3表地方債補正についての質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高野浩一君） よろしいですか。
では、第3表地方債補正についての質疑を打ち切ります。
次に、討論を行います。
討論はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高野浩一君） 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第86号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高野浩一君） ご異議がないようなので、さよう決しました。

議案第87号

- 委員長（高野浩一君） 次に、議案第87号 令和7年度甲州市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を行います。
質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高野浩一君） 議案第87号についての質疑を打ち切ります。
次に、討論を行います。
討論はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高野浩一君） 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第88号

- 委員長(高野浩一君) 次に、議案第88号 令和7年度甲州市診療所事業特別会計補正予算(第2号)を議題とし、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) 議案第88号についての質疑を打ち切ります。
次に、討論を行います。
討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第88号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第89号

- 委員長(高野浩一君) 次に、議案第89号 令和7年度甲州市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とし、質疑を行います。

佐藤委員。

- 委員(佐藤浩美君) 歳入の3款2項国庫補助金の介護保険事業費補助金の介護報酬改定等に伴うシステム改修という、この介護報酬改定の中身を教えてくださいのだけれども、お願いできますか。

- 委員長(高野浩一君) 古屋介護支援課長。

- 介護支援課長(古屋勇司君) これは税制改正に伴うもので、令和6年度の税制改正に伴うもので、来年度の介護報酬に係るものは今年の1月から12月までの収入等によるものでありますので、その収入等に対して介護保険料の差異をなくすというような改定が国のほうから示されておりますので、これによりまして平準化された介護料金を策定する

ための改定であります。

- 委員長（高野浩一君） 古屋介護支援課長。
- 介護支援課長（古屋勇司君） 今、私、令和6年度の税制改正と伝えてしまったのは間違いであります。令和7年度、本年度の税制改正に伴うものが令和8年度に影響が出ないようにするという内容であります。失礼いたしました。
- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（高野浩一君） 議案第89号についての質疑を打ち切ります。
次に、討論を行います。
討論はございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（高野浩一君） 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（高野浩一君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第90号

- 委員長（高野浩一君） 次に、議案第90号 令和7年度甲州市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。
質疑はございませんか。
小林委員。
- 委員（小林真理子君） 一般質問もさせていただいて、4ページのところの手当で宿直手当が2,000円増額になっていて、水道企業会計で見ると宿直されるような場合というのは多いのではないかと思うのですが、2,000円の増額でよいですか。
- 委員長（高野浩一君） 杉野上下水道課長。
- 上下水道課長（杉野 栄君） 計算してみまして今後の動向を見たところ、ほかも充てまして、できるだけ昼間で対応できるという予測から、この金額の補正をお願いしたものでございます。
- 委員長（高野浩一君） 大丈夫ということですね。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) 議案第90号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第90号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第91号

- 委員長(高野浩一君) 次に、議案第91号 令和7年度甲州市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) 議案第91号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第91号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第92号

- 委員長(高野浩一君) 次に、議案第92号 令和7年度甲州市勝沼ぶどうの丘事業会計補正予算(第2号)を議題とし、質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） お疲れさまです。ぶどうの丘は宿日直の手当はないのですか。
- 委員長（高野浩一君） 坂本ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（坂本 豊君） お答えいたします。

ぶどうの丘の宿直につきましては委託をお願いをしておりますので、それについて手当等は発生しません。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 管理職の方々が大変努力されているのも聞いておりますので、宿日直、管理職手当があるからということで、あまりご無理しないようにお願いします。
- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） 議案第92号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第92号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） ご異議がないので、さよう決しました。

以上で本日の審査は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

副委員長に挨拶をいただきます。

- 副委員長（丸山国一君） 予算決算常任委員会ということで、慎重審査をいただきましてありがとうございます。各委員より、それぞれ提案、提言も出ておりますので、当局においては、しっかりそうした意見も反映できるよう、今後も補正予算で対応していただきたいと思っております。

以上で予算決算常任委員会を閉会いたします。

〔散会 午後 1時48分〕